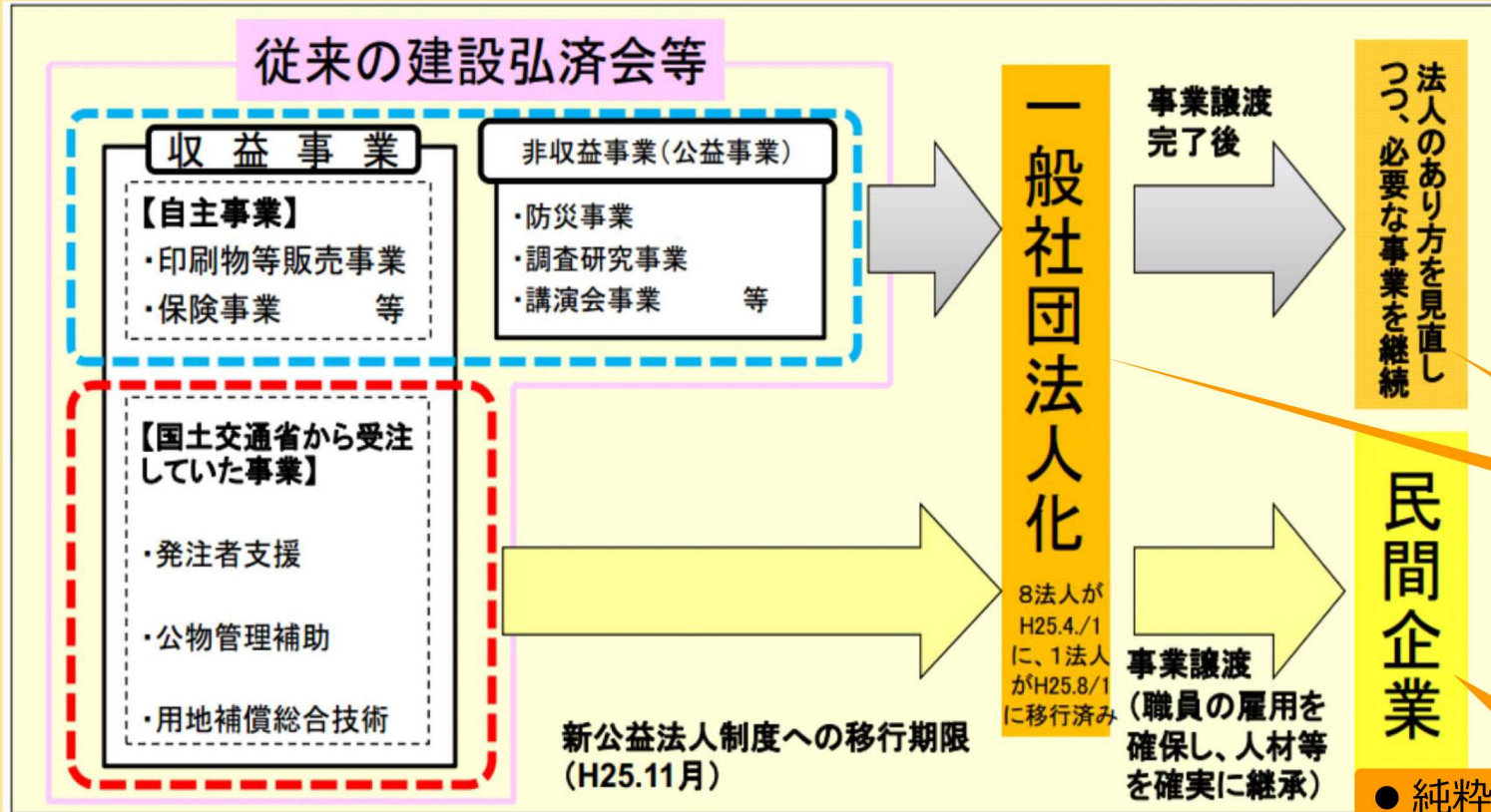


# 1 旧建設弘済会等の発注者支援業務からの事業撤退の考え方

- 建設弘済会等は、建設事業の円滑な推進を図るための広報活動や講習会等の実施及び地方整備局退職者の福利厚生を図ることを主な目的とする社団法人として、昭和40年前後に設立。
- その後、公共事業の拡大、業務の多様化等により業務量が増大する一方、地方整備局の定員が削減される中で、専門知識や現場経験を有する建設弘済会等は、公共工事の発注・監督の支援や河川・道路等の管理補助等の業務（発注者支援業務等）の**アウトソーシングの受け皿**として、**それらの受注事業を主な業務とする**ようになってきている。
- 2010年7月、民間による競争を促進する観点及び公益法人改革の観点から、全て民間事業者から調達することを目指し、**建設弘済会等は発注者支援業務等から計画的に撤退することを要請**。



● 余剰金（内部留保等）は国庫に納付すること

- 純粋な民間事業者であること
  - 天下り・出資等、人的・資本的支配下でないこと
  - 株主や銀行から経営上の監視を受けること
- 他民間企業と同条件の下で競争すること